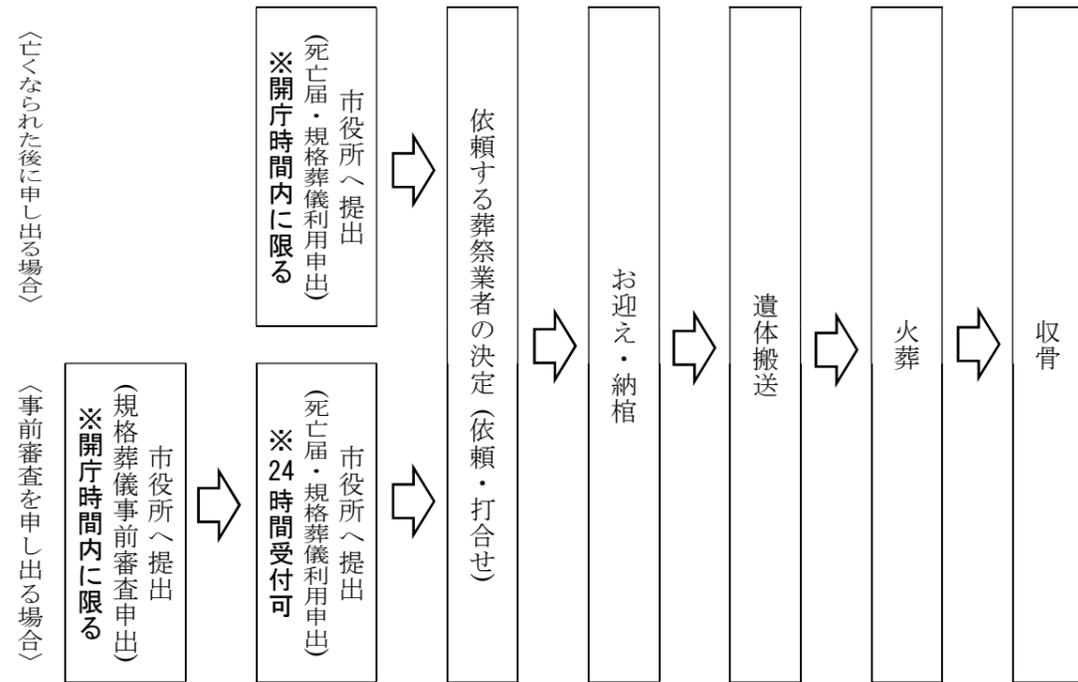


防府市規格葬儀について（令和4年4月1日改訂）

防府市では、生活保護世帯等の低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀を行うことができるよう、市内の葬祭業者のご協力をいただき「防府市規格葬儀」を実施します。

この規格葬儀は、通夜・告別式などは行わず、病院や自宅などから直接本市の斎場にご遺体を運び、火葬を執り行うものです。

◆ 規格葬儀の流れ



※ 通夜・告別式を行うことはできません。

※ 病院等で亡くなられ、一旦自宅や葬祭業者会館などで遺体を安置される場合は、遺体搬送や安置に係る費用が追加で必要となります。

1 利用できる方

葬祭執行者または死亡者が防府市民で、葬祭執行者が、経済的な理由により規格葬儀を利用して、防府市斎場（悠久苑）で火葬を執り行う場合

利用する際の要件となる「低所得者」「経済的な理由」に該当するのは、主に以下に該当される場合です。

- ・生活保護を受給している。
- ・市町村民税が非課税
- ・国民健康保険料の軽減（軽減割合7割）を受けている。
- ・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減（軽減割合7割）を受けている。
- ・介護保険の負担限度額認定を受けている。
- ・生活困窮者自立支援制度に基づく支援を受けている。（自立相談支援、住居確保給付金等）
- ・生活福祉資金、小口福祉資金の貸し付けを受けている。（福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金等）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による支援を受けている。
（緊急小口資金又は総合支援資金のうち生活支援費の特例貸付）
- ・失業している。

※ 利用の要件に該当するかどうかは事前に審査を受けることができます。ご希望の場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）と、上記要件に該当していることが確認できる書類等をご持参のうえ、開庁時間内（平日午前8時15分から午後5時まで）に市民課④番窓口までご来庁下さい。なお、事前審査申出書の有効期限は、受付日の翌日から起算して90日間です。

2 規格葬儀の料金

- ◆ 99,000円（消費税等を含む）
- ◆ 支払いは、原則として前払いとなります。遺体搬送までにお支払いください。
- ◆ 亡くなられた方が「国民健康保険」又は「後期高齢者医療」に加入されていた場合は、葬祭執行者に葬祭費（5万円）が支給されますので、その受領を葬祭業者へ委任し、残額のみを直接お支払いいただくこともできます。詳しくは、保険年金課「国保医療係（TEL:0835-25-2164）」又は、「後期高齢者医療係（TEL:0835-25-2322）」へお問い合わせください。

3 規格葬儀の内容

料金に含まれているもの	料金に含まれていないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○棺 枕・布団付き（納棺を含みます。） ○骨壺 箱・骨袋付き ○仏衣 足袋、白数珠付き ○遺体搬送 寝台車（10km以内） ○死亡届等の手続代行 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記に記載した以外の葬具 位牌、骨壺（小）など ○ドライアイス ○遺体搬送（10km超過分及び2回目） ○霊安室を使用した場合の霊安室使用料 ○斎場の待合ロビー以外を使用する場合の使用料 ○火葬に係る火葬施設の使用料（死亡者が市民の場合は無料）

- ◆ 料金に含まれているもので、不要なものがあつた場合及びサイズを変更した場合でも料金の変更はありません。
- ◆ 料金に含まれていない葬具や遺体搬送を追加する場合の料金・仕様は、葬祭業者ごとに異なります。

4 ご利用方法

- ◆ ご利用に当たっては、市役所市民課（開庁時間内に限る）へ死亡届を提出される際に、併せて「防府市規格葬儀利用申出書」を提出してください。夜間・休日の窓口で「防府市規格葬儀利用申出書」を提出される場合は、あらかじめ事前審査を受けている方に限らせていただきますので、御了承ください。
- ◆ 依頼する葬祭業者を下記「防府市規格葬儀の取扱葬祭業者一覧」からお選びいただき、直接連絡してください。「防府市規格葬儀利用申出書」の写しは、依頼される葬祭業者へお渡しください。

5 規格葬儀の取扱葬祭業者一覧（順不同）

葬祭業者名	電話番号
株式会社 こすもす	0835-27-1717
有限会社 オフィス創庵	0835-38-2239
株式会社 ベルコ	0835-23-4440
株式会社 コープ葬祭防府店	0835-22-0404
株式会社 ラッセリア	0835-28-8858

※ 規格葬儀の内容以外での葬儀を希望される場合は、葬祭業者に個別にご相談ください。（各葬祭業者の料金プランで実施することとなります。）

6 留意事項

- ◆ 内容や料金については葬祭業者から説明を受け、納得された上で依頼してください。
- ◆ 葬祭業者との打合せの中で追加等が必要となった場合には、必ず見積書を取ってください。

【問合せ先】 防府市市民課 電話 0835-25-2109